

奈良県公報

(号外第17号)

奈良県公報

平成16年7月16日 金曜日

1

目次

ページ

〈訓 令〉

正

○奈良県行政文書管理規程の一部改

一

○奈良県職員服務規程の一部改正

一

訓 令

奈良県訓令第一号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成十六年七月二十日から施行する。

平成十六年七月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 総合文書管理システム 電子計算機を利用して、行政文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が管理するものをいう。

第四条中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）を「総務課長」に改める。
第十二条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子的方式により受信するもの」に改める。
第十五条の見出し中「総合行政ネットワーク文書」を「電子的方式による文書」に改

め、同条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子的方式により文書」に、「当該文書の内容を速やかに」を「速やかに、総合文書管理システムに收受の登録を行い、又は当該文書の内容を」に改め、同条第二項中「用紙」を「前項の規定により用紙」に、「総合行政ネットワーク文書」を「文書」に改める。

第十八条第一項中「第七号様式」の下に「又は総合文書管理システム」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総合文書管理システムを用いて行う起案については、第三項から前項までの規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第十八条の二中「余白又は」を「余白若しくは」に、「供覧し」を「供覧し、又は別に定めるところにより総合文書管理システムを用いて供覧し」に改める。

第三十二条第一項中「総合行政ネットワーク文書」の下に「及び第三項の規定により發送する文書」を加え、同条第三項中「緊急を要するものに限り」を削り、「又は電子メール」を「電子メール又は総合文書管理システム」に改める。

第三十四条中「この節において」を「第四十四条まで」に改める。

奈良県訓令第二号

各部課室
各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成十六年七月二十日から施行する。

平成十六年七月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

第二条に次の一号を加える。

二十四 総合文書管理システム 奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）第二条第四号に規定する総合文書管理システムをいう。

第七条第一項中「年次休暇」を「勤務時間条例第十三条に規定する年次有給休暇」に改め、「第六号様式の一」の下に「又は総合文書管理システム」を加え、同条第二項中「特別休暇」を「勤務時間条例第十四条に規定する特別休暇（以下この条において「特別休暇」という。）」に改め、「第六号様式の一」の下に「又は総合文書管理システム」を加え、同条第三項中「介護休暇」を「勤務時間条例第十五条第一項に規定する

介護休暇」に改める。

第八条第一項中「第八号様式」の下に「又は総合文書管理システム」を加え、同条第三項中「第二十一条」を「第十七条第一項」に改める。

第十号様式中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改める。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。